

買戻し 宅建 H03-08-2 <<#959>>

【問】 正誤をつけよ。

不動産の買戻しの期間は、10年を超えることができない。

【答え】 正しい

<<ポイント>> 買戻しの特約

不動産の売主は、**売買契約と同時にした買戻しの特約**により、買主が支払った代金及び契約の費用を返還して、**売買の解除**をすることができる。

買戻しの期間

- 1 10年を超えることができない。特約でこれより長い期間を定めたときは、その期間は、10年とする。
- 2 買戻しについて期間を定めたときは、その後これを伸長することができない。
- 3 買戻しについて期間を定めなかったときは、5年以内に買戻しをしなければならない。

⇒ 「買戻し」は「再売買予約」とは違う

【渋谷会】おすすめ講座

令和6年版『宅建これだけで合格セット』

宅建基幹講座(インプット) & 宅建過去問演習講座(アウトプット)のセット

宅建合格のための準備はこれだけで十分、あとは過去問演習で自習

<https://shibuyakai.com/>